

U5-2026-

国税専門 A

専門(記述式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は、憲法、民法、経済学、会計学、社会学の **5 題**ありますが、このうち **1 題**を選んで解答してください。
2. 解答時間は **1 時間 20 分**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案用紙は 1 枚(両面)です。
 - (イ) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。**問題番号欄には、解答した問題の番号(例えば憲法の場合は「1」)を記入**してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	国税専門 A		

指示があるまで中を開いてはいけません。

1. 憲法

憲法第 76 条第 1 項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定めている。

また、裁判所法第 3 条第 1 項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と定めている。

(1) 「司法権」及び司法権の概念の中核をなす「法律上の争訟」の内容について、それぞれ論じなさい。

また、宗教団体の本尊の真偽が焦点となった板まんだら事件判決(最判昭和 56 年 4 月 7 日)において、当該事件が「法律上の争訟」となり得るかについて、どのような理由に基づきどのような判断が示されたか説明しなさい。

(2) 司法権の外在的制約の一つである、いわゆる部分社会の法理に関し、国立大学における単位不認定処分が争われた富山大学事件判決(最判昭和 52 年 3 月 15 日)は、大学における単位認定行為について、部分社会の法理の下でその司法審査対象性を否定している。同判決において、大学における単位認定行為に司法審査は及ばないと判断された理由について、部分社会の法理の内容にも触れながら説明しなさい。また、大学における単位認定行為に司法審査が及ぶ場合として、具体的にどのような場合が考えられるか論じなさい。

2. 民法

次の事例及びそれに関する会話文を読み、設問に答えなさい。

[事例]

Xは、平成26(2014)年12月12日から、甲土地を自己のものとして長年にわたり善意無過失で占有していた。甲土地の真の所有者であるYは、令和6(2024)年8月25日に甲土地をZに売却し、同日中にZへの所有権移転登記がなされた。翌年の令和7(2025)年4月8日、Zが甲土地を見に行くと、Xが甲土地を占有していたため、ZはXに対して甲土地を明け渡すように伝えた。Xは、驚いて調べてみると、甲土地の所有者が実はXではなくYであり、後にZとなったことを知った。そこで、令和7(2025)年4月25日、甲土地を明け渡したくないXは、Zに対し、甲土地を時効により取得したので、所有権は自身にあると主張した。

B Aさん、何か悩んでいそうですね。どうしましたか。

A 現在、業務で取り扱っている事例で、時効による土地の取得が主張されているのですが、内容が少し複雑で悩んでいます。

B そうでしたか。私もあまり時効取得は見たことがないですが、民法の理解は重要ですからね。

時効には取得時効と ① の二つがありますが、これは取得時効の事例ですね。時効制度の趣旨はどういったものだったのでしょうか。

A 時効の趣旨は、例えば一つ挙げると、 ② だと学習しました。

B そうですね。そして、判例によると、時効が成立するには時効期間の経過だけでは足りず、当事者が ③ をして初めて時効の効果が発生するとされていますね。 ③ を要求している趣旨は、例えば ④ といわれています。また、時効が完成すると、その効力はその基準日に ⑤ こととなっています。

A 整理した資料を作成しますので、確認していただけますか。

B もちろんです。では、まず⁽¹⁾時効制度の概要とその趣旨を説明するとともに、取得時効の要件についてもまとめてください。その上で、⁽²⁾この事例におけるXの主張の当否について論じ、また、⁽³⁾仮に、Zが甲土地を売買によってYから取得したのが、令和7(2025)年2月1日であった場合におけるXの主張の当否についても論じてみてください。

[設問]

Aの立場で、Bの求めに応じて、下線部(1)から(3)までについてそれぞれ論じなさい。

ただし、下線部(1)について論じるに当たっては、空欄①から⑤までに当てはまる字句を必ず用い、最初に用いる際には、「①取得時効」や「①債権者を保護すること」などのように、字句の前に該当する番号を付すこと。

3. 経済学

最適労働供給に関する次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

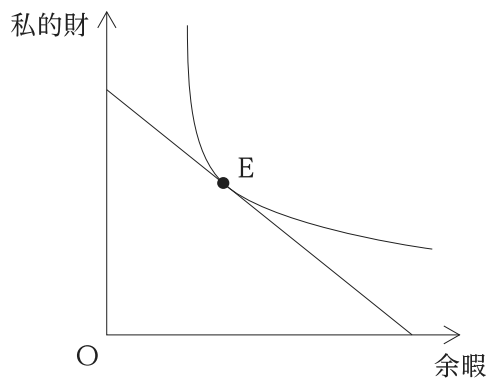
- (1) 1日の時間を余暇か労働のいずれかに充てる労働者がおり、この労働者は労働を供給することにより労働所得を得て、それを全て私的財の購入に充てている。労働者は私的財の消費と余暇のみによって効用を得ており、効用水準は私的財の消費が多いほど、また余暇が多いほど高くなる。

なお、私的財も余暇も上級財であるとする。

下図は、この労働者の無差別曲線と予算線を示したものであり、当初、点Eで均衡していた。

いま、他の条件は一定の下、賃金率が上昇した場合における「余暇」の変化について、下図と以下の用語を用いて説明しなさい。

所得効果、代替効果



- (2) ある個人は、労働 L を供給して得た賃金と当初に所有する資産 m の合計を、全て X 財の購入に支出するものとする。また、X 財の価格は 1 とする。

この個人の効用関数 U は以下のように与えられる。

$$u = U(x, 365 - L) \quad (u: \text{効用水準}, x: \text{X 財の消費量}, L: \text{労働日数} (0 \leq L \leq 365))$$

ただし、関数 U は X 財の消費量 x と余暇の日数 $(365 - L)$ に関して増加関数であるとする。

いま、個人に、次の＜3つの職の機会＞があるとすると、＜個人の行動に関する記述＞

①～⑤のうち、最も妥当なのはどれか。下図中の記号等を用いて、理由とともに答えなさい。

下図は、点 E を通る個人の無差別曲線と賃金率 a 、 b 、 c ($a < b < c$) のそれぞれに対応する予算線 AE、BE、CE を描いたものである。

なお、解答に当たって、答案用紙に図を転記する必要はない。

＜3つの職の機会＞

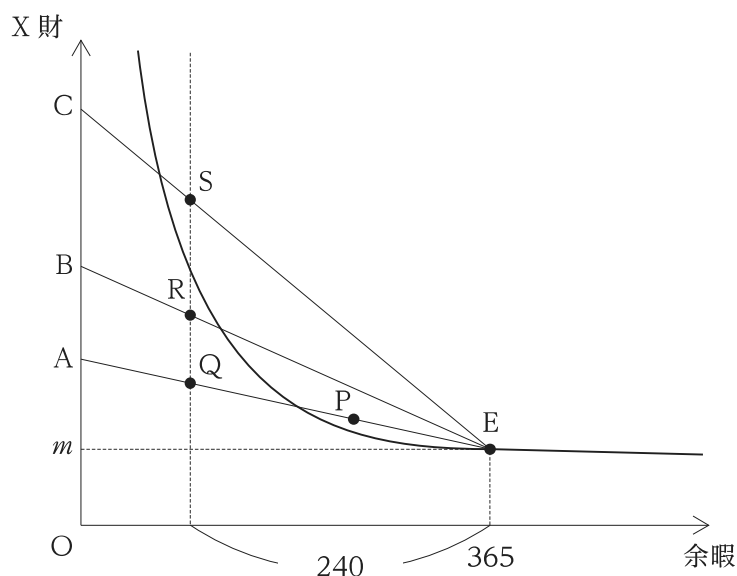
職 A：賃金率は a であり、労働日数 L は自由に選べる。

職 B：賃金率は b であるが、労働日数 L は 240 以上でなければならない。

職 C：賃金率は c であるが、労働日数 L は 240 以上でなければならない。

＜個人の行動に関する記述＞

- ① 個人はいずれの職も選ばない。
- ② 個人は職 B を選ぶ。
- ③ 個人は職 A 又は職 B を選ぶ。
- ④ 個人は職 B 又は職 C を選ぶ。
- ⑤ 個人は職 A 又は職 C を選ぶ。



4. 会計学

会計方針に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 会計方針の変更とは何か、また、それが認められていることの意義について説明しなさい。
- (2) 会計方針の変更を行うことができる条件と、会計方針の変更を行った場合の会計処理をそれぞれ説明しなさい。
- (3) 棚卸資産の評価方法を、後入先出法から先入先出法へ変更することが、会計方針の変更に該当するか否かについて、現行の日本基準に照らして説明しなさい。

5. 社会学

社会学における逸脱の概念に関する、次の問いに答えなさい。

- (1) R. K. マートンが論じた逸脱について、「アノミー」に言及しつつ説明しなさい。
- (2) H. S. ベッカーが論じたラベリング論の特徴について、説明しなさい。